

贈与

保険

資産運用

年金

不動産

将来に備えて知っておくべき!

相続とお金の情報マガジン

5

2023

TOPICS

P2 資産安心コラム

生前から対策を。同族経営者が事業承継を円滑に行う方法

P3 暮らしとお金の教養講座

休眠預金ってどうなるの?
その現状と意外と知らない活用方法

P4 相続・贈与の基礎知識

生命保険にまつわる税金って?
押さえておきたい非課税枠とは

数字で見る相続

令和5年地価公示
2年連続上昇率拡大



国土交通省が発表した『令和5年地価公示』によれば、2023年1月1日時点の地価は、全国平均では全用途平均、住宅地、産業地のいずれも2年連続で上昇し、上昇率が拡大しました。

住宅地では、変動率がプラスの都道府県の数が昨年の20から24に増え、変動率がマイナスの都道府県の数が昨年の27から22に減少するという結果になりました。商業地でも同様に、変動率がプラスの都道府県の数が昨年より増え、変動率がマイナスの都道府県の数が昨年よりも減少しました。半年ごとの地価変動率では、商業地（全国）では前半に1.0%、後半に1.4%になるなど、全国、三大都市圏、地方圏のいずれも後半に上昇幅が増えています。

今回の結果はコロナ禍からの回復傾向を示していますが、この傾向が続くかは今後も注視が必要です。

◆ 資産安心コラム ◆

生前から対策を。同族経営者が事業承継を円滑に行う方法

自身が事業を立ち上げ、同族経営をしている方のなかには、経営を任せられる親族を後継者に選んで、その親族に円滑に事業を承継したいと考えている方もいるでしょう。今回は親族への承継を前提に、経営者が生前にできる事業承継対策と相続対策について紹介します。

※本記事の記載内容は、2023年2月現在の法令・情報等に基づいています。

事例でみる承継の悩みとその解決策

事業承継を考える際には、経営権を後継者に承継するという要素と、株式を含む事業資産を承継するという要素、人脈や組織力などを承継するという要素を総合的に検討する必要があります。今回は主に株式の承継について具体的な事例を踏まえて、検討の流れを見ていきましょう。

非上場の製造業を営む代表取締役社長Aさん（60代後半）には、後継者として有能な取締役の長男（30代後半）がいます。業績は順調で、Aさんは事業を長男に承継したいので、会社の株式（以下、株式）を長男に相続させたいと考えています。しかし、悩みが二つあります。一つは、株式の評価額が高く相続税が心配であること。もう一つは、保有財産の大半が株式のため、妻と長女にも財産を残す方法がわからないことです。

この事例では、有能な取締役である長男に経営を承継し、経営基盤を確かなものにしておくために、株式を後継者の長男に承継するというAさんの判断は順当といえるでしょう。しかし、株式の評価額が高いままでは、Aさんが心配している通り、株式を相続する際の相続税が高くなる恐れがあります。

そこで、相続が開始する前に株式の評価額を下げる対策をしておきます。たとえば、毎期経常的な配当がある場合は、特別配当や記念配当として配当する、Aさんの社長退任時に役員退職金を支給するなどの方法です。役員退職金は現金財産となるため、株式を長男が相続する代わりに、現金やその他の財産は妻と長女に多めに残す旨の遺言を作成しておくことで、Aさんの懸念解消にもつながります。

相続以外の株式の承継手段は？売買資金や納税資金の用意も必須

では、相続以外の株式の承継手段はどのような方法があるのでしょうか。相続以外には、長男が株式を買い取る方法（売買）と、株式を贈与により譲り受ける方法とがあります。長男が株式を買い取る場合には、株式の価値に相当する資金が必要となります。一方、贈与により譲り受ける場合は贈与税が課せられます。

贈与税の課税方法は、年110万円までが非課税となる暦年課税か、通算2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与者の死後、すでに贈与した財産も相続財産に含めて精算する相続時精算課税かを選択することになります。贈与税の税率は高いため、納税資金の確保についても目途を立てておくことが大切です。ただし、後継者が非上場会社の株式などを贈与または相続などにより取得した場合、一定の要件のもと、納税を猶予されたり、免除されたりする事業承継税制もあるので、ぜひその活用を検討しましょう。このように株式の承継方法は、後継者、相続人、財産の状況などによって異なるため、一概に何がよいとはいえません。スムーズな事業承継を行うためにも、早めに専門家に相談し、検討していきましょう。



◆暮らしとお金の教養講座◆

休眠預金ってどうなるの？ その現状と意外と知らない活用方法

子どもの頃に親がつくった口座など、何年も引き出しや預け入れをしていない預金口座があるという人は多いでしょう。このような口座が使われないまま10年が経過すると『休眠預金』となります。そこで今回は、休眠預金の現状と活用について紹介します。

毎年約1,200億円！ 日本における休眠預金の現状

日本では、2020年4月に民法が改正されるまでは、銀行預金は5年間、信用金庫等の預金は10年間、入出金などの権利の行使がなければ、預金債権は時効によって消滅すると定められていました。

金融機関はこのような預金を、決算時に『休眠預金』として利益に計上してきました（ただし、預金者からの要請があれば払い戻しには応じていました）。長期間取引されていない預金は毎年1,200億円程度発生しており、預金者への払い戻し分、約500億円を差し引いても、年間約700億円が金融機関の利益として計上されていました。

そこで、このような休眠預金を広く社会に役立てるため、2018年1月にいわゆる『休眠預金等活用法』が施行されました。その目的は、休眠預金等にかかる預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等にかかる資金を民間公益活動の促進に活用することにより、国民生活の安定向上および社会福祉の増進に資することです。この法律により、預金保険や貯金保険の対象となる預貯金等のうち、2009年1月以降に入出金等の取引が最後にあった日（最終異動日）から10年を経過したものは、休眠預金等として扱われることになりました。ただし、すべての預金等がすぐに休眠預金等になるわけではありません。最終異動日から9年を経過した預金等があり、残高1万円以上の場合は、金融機関から口座所有者が登録した住所に通知がされ、通知が届けば休眠預金等にはなりません。しかし、通知が届かず、取引をしないままであれば休眠預金等になります。なお、残高が1万円未満の場合には通知されません。

10年間取引のない預金は 民間公益活動の資金に活用

現在、10年間取引のなかった預金等は、一律、金融庁管轄の預金保険機構に管理が引き継がれます。この措置により、預金等がいったん休眠預金等になっても、口座所有者は金融機関で所定の手続きをすれば、原則として無期限で元金+利息の払い戻しを受けられるようになりました。

休眠預金等となった資金の一部は、民間の公益活動のために活用されています。まず、預金保険機構が指定活用団体である一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）に『休眠預金等交付金』を交付します。JANPIAは、公募により選定した資金分配団体に助成を行い、助成を受けた団体は、民間公益活動を行う実行団体を公募により選定し、助成や貸し付けを行います。そして、選定された実行団体が、子どもや若者、生活困難者の支援等の公益活動を行うことによって社会福祉の増進等に役立てています。

このように休眠預金等は、社会課題の解決に活用されています。しかし、預金等は個人にとって大切な資産です。使わないからといって放置をせずに、適正な管理を心がけましょう。



◆ 相続・贈与の基礎知識 ◆

生命保険にまつわる税金って? 押さえておきたい非課税枠とは

生命保険の死亡保険金を受け取る際には税が課せられます。ただし、課税される税の種類は、保険料の負担者・被保険者・受取人の設定の仕方によって異なります。そこで今回は、生命保険の死亡保険金にかかる税金について解説します。

受取人や契約者が誰かによって 課せられる税金の区分が変わる

まず、生命保険でよくみられる、一家の大黒柱である方が生命保険の保険料の負担者かつ被保険者であるケースについて見てきましょう。

被保険者が死亡した場合、死亡保険金は相続により取得した財産ではありませんが、相続財産とみなされ（みなし相続財産）、相続税が課せられます。生命保険の受取人は配偶者や子どもが一般的ですが、受取人が相続人以外の者でも、遺贈により取得したとみなされ、死亡保険金には相続税がかかります。

保険料の負担者が被保険者以外、たとえば被保険者の配偶者で、受取人も配偶者である場合、死亡保険金は一時所得となり、所得税が課せられます。受取人が保険料の負担者と異なる場合、たとえば子どもの場合には、保険料の負担者からの贈与とみなされ、贈与税が課せられます。

みなし相続財産の非課税枠 有利な契約形態とは？

被保険者と保険料の負担者が同じである生命保険には、相続税が課せられますが、受取人が配偶者や子どもといった法定相続人である場合には、税負担が抑えられる制度があります。具体的には、死亡保険金のうち『500万円×法定相続人の数』までは死亡保険金から控除することができ、残りが相続税の課税対象となります。また、所得税や贈与税と比べて、相続税の基礎控除額は高く設定されているほか、配偶者には税額の軽減措置もあります。

このように生命保険の死亡保険金をみなし相続財産として相続する場合には、各種の優遇措置があります。そのため、被保険者を保険料の負担者とし、受取人を相続人とする契約の形態を選択するケースが一般的です。生命保険に加入する際には、保険金の受け取り状況までを想定し、有利な契約形態を選択できるよう検討しましょう。

沖縄県宜野湾市宜野湾1丁目5番14号
ひらかわ司法書士事務所
Tel : 098-988-4616 Fax : 098-988-4617
E-mail : hirakawa0742@ray.ocn.ne.jp